

会 員 代 表 者 各 位

証券会員制法人 札幌証券取引所
理事長 長 野 実

売買制度の見直しに伴う「業務規程」等の一部改正について

本所は、業務規程等の一部改正を行います（詳細については規則改正新旧対照表をご覧ください。）。

今回の改正は、クロージング・オークション制度の改善（ランダムクローズ方式の導入）及び呼値の単位の見直しに伴い、所要の対応を行うものです。

I. 改正概要

1. クロージング・オークション制度の改善
（ランダムクローズ方式の導入）

- ・ 午後立会の売買立会終了時の売買においてクロージング・オークションを実施する銘柄について、毎営業日午後3時29分30秒から午後3時30分までのランダムな時刻に大引けの板寄せを実施します。

・ 業務規程第2条第1項
第1号及び第3号

2. 呼値の単位の見直し等

- ・ 本所に上場する全ての株券に係る呼値の単位について、新たな呼値テーブルを適用します。これに伴い、1株の値段が500円以下の場合に、新たに1円未満の呼値の単位が発生します。

・ 業務規程第14条第7
項第1号

変更となる呼値の単位については、

- 1株の値段が100円以下の場合は10銭、
- 100円を超え500円以下の場合は50銭、
- 1,000円を超え2,000円以下の場合は2円、
- 2,000円を超え3,000円以下の場合は5円、
- 1万円を超え2万円以下の場合は20円、
- 2万円を超え3万円以下の場合は50円、
- 10万円を超え20万円以下の場合は200円、
- 20万円を超え30万円以下の場合は500円、
- 100万円を超え200万円以下の場合は2,000円、
- 200万円を超え300万円以下の場合は5,000円、
- 1,000万円を超え2,000万円以下の場合は2万円、

2,000万円を超え3,000万円以下の場合は5万円に、それぞれ変更します。

- ・ また、立会外価格交渉取引の値段について、円位未満の売買代金が発生しないよう、端数を切り捨てることとします。

- ・ なお、株券の呼値については、1円を下限とします（1円未満の値段による呼値は行えないこととします。）。

・ 立会外取引に関する業務規程、信用取引及び貸借取引規程並びに受託契約準則の特例の施行規則第5条の3第1項第1号

・ 呼値に関する規則第3条の2

II. 施行日

「1. クロージング・オークションの改善」については、2027年10月12日から、

「2. 呼値の単位の見直し」については、同年3月1日から施行します。

※ただし、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、2027年10月12日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日後の本所が定める日から施行します。

以 上

売買制度の見直しに伴う「業務規程」等の一部改正新旧対照表

目 次

	(ページ)
1. 業務規程の一部改正新旧対照表	1
2. 呼値に関する規則の一部改正新旧対照表	3
3. 立会外取引に関する業務規程、信用取引及び貸借取引規程並びに 受託契約準則の特例の施行規則の一部改正新旧対照表	4

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
(売買立会の区分及び売買立会時) 第2条 本所の売買立会は、午前立会及び午後立会に分ち、各売買立会時は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。 (1) 株券(新株予約権証券及び投資信託受益証券(投資信託の受益証券をいう。以下同じ。))を含む。第56条及び第57条を除き以下同じ。) 午前立会は、午前9時から11時30分までとし、午後立会は、午後0時30分から3時30分までとする。ただし、午後3時25分から3時30分まではクロージング・オークションとし、<u>午後3時29分30秒から3時30分までの間において、本所が無作為に決定する時刻に売買を成立させる。</u> (2) (略) (3) 転換社債型新株予約権付社債券 午前立会は、午前9時から11時30分までとし、午後立会は、午後0時30分から3時30分までとする。<u>ただし、売買成立可能な最終時刻は、午後3時29分30秒から3時30分までの間において、本所が無作為に決定する。</u> 2 (略) (呼 値) 第14条 (略) 2～6 (略) 7 呼値の単位は、次の各号に定めるところによる。 (1) 株券(投資信託受益証券を除く。) 株券は、1株(新株予約権証券については、新株予約権1個を、1株とする。以下同	(売買立会の区分及び売買立会時) 第2条 本所の売買立会は、午前立会及び午後立会に分ち、各売買立会時は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。 (1) 株券(新株予約権証券及び投資信託受益証券(投資信託の受益証券をいう。以下同じ。))を含む。第56条及び第57条を除き以下同じ。) 午前立会は、午前9時から11時30分までとし、午後立会は、午後0時30分から3時30分までとする。ただし、午後3時25分から3時30分まではクロージング・オークションとし、<u>午後3時30分に売買を成立させる。</u> (2) (略) (3) 転換社債型新株予約権付社債券 午前立会は、午前9時から11時30分までとし、午後立会は、午後0時30分から3時30分までとする。 2 (略) (呼 値) 第14条 (略) 2～6 (略) 7 呼値の単位は、次の各号に定めるところによる。 (1) 株券(投資信託受益証券を除く。) 株券は、1株(新株予約権証券については、新株予約権1個を、1株とする。以下同

新	旧
じ。)につき、当該1株の値段が、<u>100円以下</u>の場合は10銭、<u>100円を超え500円以下</u>の場合は50銭、<u>500円を超え1,000円以下</u>の場合は1円、<u>1,000円を超え2,000円以下</u>の場合は2円、<u>2,000円を超え5,000円以下</u>の場合は5円、<u>5,000円を超え1万円以下</u>の場合は10円、<u>1万円を超え2万円以下</u>の場合は20円、<u>2万円を超え5万円以下</u>の場合は50円、<u>5万円を超え10万円以下</u>の場合は100円、<u>10万円を超え20万円以下</u>の場合は200円、<u>20万円を超え50万円以下</u>の場合は500円、<u>50万円を超え100万円以下</u>の場合は1,000円、<u>100万円を超え200万円以下</u>の場合は2,000円、<u>200万円を超え500万円以下</u>の場合は5,000円、<u>500万円を超え1,000万円以下</u>の場合は1万円、<u>1,000万円を超え2,000万円以下</u>の場合は2万円、<u>2,000万円を超え5,000万円以下</u>の場合は5万円、<u>5,000万円を超える</u>場合は10万円とする。 (2)～(4) (略) 8～11 (略) 付 則 1 この改正規定は、令和9年3月1日から施行する。 2 前項の規定にかかわらず、第2条第1項第1号及び第3号の改正規定は、令和9年10月12日から施行する。ただし、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、同日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日以後の本所が定める日から施行する。	じ。)につき、当該1株の値段が、<u>3,000円以下</u>の場合は1円、<u>3,000円を超え5,000円以下</u>の場合は5円、<u>5,000円を超え3万円以下</u>の場合は10円、<u>3万円を超え5万円以下</u>の場合は50円、<u>5万円を超え30万円以下</u>の場合は100円、<u>30万円を超え50万円以下</u>の場合は500円、<u>50万円を超え300万円以下</u>の場合は1,000円、<u>300万円を超え500万円以下</u>の場合は5,000円、<u>500万円を超え3,000万円以下</u>の場合は1万円、<u>3,000万円を超え5,000万円以下</u>の場合は5万円、<u>5,000万円を超える</u>場合は10万円とする。ただし、本所が呼値の単位を引き下げる必要があると認めて特に指定したものは、当該呼値の単位を下回る呼値の単位とする。 (2)～(4) (略) 8～11 (略)

呼値に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<u>(株券の呼値の制限)</u> <u>第3条の2 正会員は、株券について、1円未満の値段による呼値を行ってはならない。</u> 付 則 この改正規定は、令和9年3月1日から施行する。	(新設)

立会外取引に関する業務規程、信用取引及び貸借取引規程
並びに受託契約準則の特例の施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(価格交渉取引の値段) 第5条の3 立会外取引特例第6条の2第2項に規定する本所が定める値段は、次の各号に定める値段とする。 (1) 第5条第1項各号に掲げる取引時間の区分に従い、当該各号に定める最終値段から当該最終値段に100分の7を乗じて算出した額を減じて得た値段から、当該最終値段に100分の7を乗じて算出した額を当該最終値段に加えて得た値段までの範囲内の1円の<u>1万分の1の整数倍の値段とする。この場合において、売買代金は、円位未満の端数を切り捨てるものとする。</u> (2) (略) 付 則 この改正規定は、令和9年3月1日から施行する。	(価格交渉取引の値段) 第5条の3 立会外取引特例第6条の2第2項に規定する本所が定める値段は、次の各号に定める値段とする。 (1) 第5条第1項各号に掲げる取引時間の区分に従い、当該各号に定める最終値段から当該最終値段に100分の7を乗じて算出した額を減じて得た値段から、当該最終値段に100分の7を乗じて算出した額を当該最終値段に加えて得た値段までの範囲内の1円の整数倍の値段とする。 (2) (略)